

許認可等の申請に対する処分の審査基準 個票

所属名： 上下水道局下水道施設課

許認可等の名称	浄化槽保守点検業者の登録及び更新登録
根拠法令等の条項	豊田市浄化槽保守点検業者登録条例 第5条
法令等の定め 又は概要	<p>条例第2条</p> <p>市内において、浄化槽の保守点検を行う事業（以下「浄化槽保守点検業」という。）を営もうとする者は、市長の登録を受けなければならない。</p>
審査基準	<p>1 登録申請書</p> <p>(1) 浄化槽の保守点検を行う事業を営もうとするとき</p> <p>(2) 有効期間終了後、引き続き浄化槽保守点検業を営もうとするとき</p> <p>2 申請の期限</p> <p>上記(2)の場合：有効期間満了の日前60日から当該有効期間の満了の日前30日までの間</p> <p>3 添付書類</p> <p>(1) 誓約書</p> <p>(2) 浄化槽保守点検器具明細書</p> <p>(3) 浄化槽管理士の浄化槽管理士免状の写し</p> <p>(4) 事業計画の概要を記載した書類</p> <p>(5) 営業所の平面図及びその付近の見取図</p> <p>(6) 住民票の写し（個人の場合）</p> <p> 登記事項証明書及び役員の住民票の写し（法人の場合）</p> <p>(7) 研修の計画の概要を記載した書類</p> <p>4 登録申請手数料</p> <p>新規の場合：32,000円</p> <p>更新の場合：28,000円</p> <p>5 申請先</p> <p>下水道施設課</p> <p>6 審査基準</p> <p>申請者が浄化槽保守点検業者登録条例の第5条第1項第1号か</p>

	<p>ら第10号に該当しないものであること、申請書に虚偽の記載等がないこと等を審査基準とする。</p> <p>(登録の拒否)</p> <p>第5条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は申請書若しくはその添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>(1) 法若しくは法に基づく処分又はこの条例若しくはこの条例に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者</p> <p>(2) 第13条第1項の規定により登録を取り消され、その処分があった日から2年を経過しない者</p> <p>(3) 浄化槽保守点検業者で法人であるものが第13条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分があった日前30日以内にその浄化槽保守点検業者の役員であった者でその処分があった日から2年を経過しないもの</p> <p>(4) 第13条第1項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者</p> <p>(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）</p> <p>(6) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>(7) 浄化槽保守点検業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの</p> <p>(8) 法人でその役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの</p> <p>(9) 第9条第1項又は第2項に規定する要件のいずれかを欠く者</p> <p>(10) 暴力団員等又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者がその事業活動を支配する者</p> <p>2 市長は、前項の規定により登録を拒否したときは、その理由を示して、直ちにその旨を当該申請者に通知しなければならない。</p>
設定年月日	令和 3年 4月 1日（最終更新： 年 月 日）
標準処理期間	30日